参考資料２－１－３

修正案	現　行
第２編　防 災 組 織	**第２編　防 災 組 織**
第１章　石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部	**第１章　石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部**
１　略	**１　略**
２　石油コンビナート等防災本部 県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。 (1)～(2) 略 (3)　事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。	**２　石油コンビナート等防災本部** 県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。 (1)～(2) 略 (3)　事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局工業保安課職員をもって構成する。
３　略	**３　略**
４　災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係 特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。 また、特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において、国民保護対策本部が設置された場合も同様とする。	**４　災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係** 特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。